平成２２年（フ）第２９６１号
神奈川県高座郡寒川町小動631番地
債務者　相原　聖子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９７２号
横浜市港北区小机町1468番地　ロックハイム１Ｄ、申立時の住所横浜市港北区篠原北１丁目１番15号　オーク菊名206
債務者　片桐　俊一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７９号
神奈川県綾瀬市小園８番地１　ＨＩＲＯ　ＫＯＺＯＮＯ102
債務者　内間　　暁
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８０号
神奈川県海老名市国分南１丁目２番16―302号
債務者　高岡　ウメ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２９号
横浜市南区八幡町76番地
債務者　鈴木　晃孝
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―302号
鳥海淳子方、住民票上の住所神奈川県座間市相武台３丁目4774番地の192　ライトウェーブ相武台201号
債務者　高橋　昌利
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目２番地11
債務者　加賀　麻紀
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
釧路市愛国東２丁目６番23号　コスモハイツ２階３号
債務者　阿部　清美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０５号
北海道釧路郡釧路町若葉４丁目35番地　ハイブリッヂハイツ201号室
債務者　森　しげ美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
釧路市愛国東３丁目９番12号　Ａ―５
債務者　萩原ますの
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０９号
神奈川県海老名市国分北２丁目10番３号　コスモタウン103
債務者　加藤　健治
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１０号
神奈川県海老名市国分北２丁目10番３号　コスモタウン103
債務者　加藤　小菊
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９１号
横浜市都筑区平台１番12号　サニーヒル平台103号室
債務者　小林　　務
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８２号
相模原市緑区二本松２丁目14番９号
債務者　西垣　茂香
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５９９号
相模原市中央区相模原１丁目１番25―701号
債務者　中山　桂子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部